

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第975号

## 平成30年度4月採用

### 本山町職員採用試験

#### (追加募集)のお知らせ

#### 1. 職種及び採用予定人員

職種		採用予定者数
A	一般行政職(事務職)	若干名
B	一般行政職(保育士)	若干名

#### 2. 給与・勤務条件等

給与は本山町一般職員の給与に関する条例による。勤務条件等は本山町一般職員の例による。

#### 3. 受験資格

① A：昭和63年4月2日以降に生まれた人で高等学校卒業以上(平成30年3月卒業見込みの人を(注))の学力を有する人。  
B：昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保育士免許を有する人または、平成30年3月までに取得見込みの人。

② 本山町に住所を有する人または採用後本山町に居住できる人。

#### 4. 提出書類

- ① 受験申込書【※】
- ② 第一次試験結果通知申出書【※】

③ Aを受験する者は最級学校の卒業証書の写しまたは卒業見込証明書。

Bを受験する者は、保育士証の写しまたは資格取得見込証明書。

④ 写真2枚(3cm×4cm)

…うち1枚は申込書へ貼付のうえ提出すること。

【※】はホームページよりダウンロード可

#### 5. 受付期間

※1月10日(水)～1月26日(金)

受付は、平日の午前9時から午後5時(昼休み除く)まで、役場2階・総務課に行います。

(代理人可)

郵送による申込みは、1月26日(金)の消印まで有効。封筒の表に「採用試験申込書」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

#### 6. 第一次試験

日 時 2月11日(日)午前10時

場 所 本山町内(詳細は受験者へ通知)

合格発表 本山町役場正面玄関に掲示、ホームページに掲載するほか、受験者へ通知します。

#### 【問い合わせ先】

総務課 電話 76-222233

本山町ホームページでも詳細を記載しています。

<http://www.town.motoyamakochi.jp/>

## 平成30年度償却資産

### (固定資産税の申告について)

固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)についても課税されることになっています。

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを営

営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等を行い、本山町内に償却資産を所有する法人または個人の方は、地方税法第383条の規定により申告が必要です。

【固定資産税の課税対象となる償却資産】

① 土地及び家屋以外の、事業の用に供することができる資産。

② 法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、減価償却額又は減価償却費が、損金又は必要経費に算入されるもの。

(簿外資産、償却済資産、償却していない資産等を含みます。)

【固定資産税の課税対象とならない償却資産】

① 漁業権、特許権、ソフトウェアなどの無形固定資産。

② 取得価額が10万円未満で一括償却したもの、取得価額が20万円未満で3年一括償却したものなど、少額資産にあたるものは課税対象から除かれます。

③ 自動車税や軽自動車税が課税されているもの。

④ 繰延資産

※課税標準額の合計が150万円未満であれば課税はされませんが、その場合も申告は必要です。

申告書提出期限は、1月31日(水)です。昨年度申告をされた方は役場から申告書を送付しています。新規の方は申告書をお渡ししますので、役場税務班までお越しください。

【提出・問い合わせ先】

住民生活課税務班 電話 76-2115



### 毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。相談は、毎月第3木曜日(町役場で定期的開催される行政相談所)でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

日時 1月18日(木)午前10時～正午  
場所 役場1階 町民相談室

#### 【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧  
自宅/本山町本山3-1-3番地8  
電話 76-22007

### 毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

#### 民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、口頭より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

日時 1月19日(金)

午後1時～3時30分

(相談時間は、1組あたり30分です。)

場所 役場1階 町民相談室

【事前予約連絡先】  
総務課 電話 76-22003

### ～農業者の皆様へ～

#### 収入保険が始まります！

- ・収入保険とは品目(作物等)ごとではなく収入全体をカバーし、また収入減となる要因も幅広く補償されます。
- ・加入対象者は青色申告実施者で1年以上の実績が必要です。
- ・平成31年度からスタートします(平成30年加入申込み)。

【問い合わせ先】  
高知県農業共済組合 土佐支所  
電話 088-864-2220

### 平成30年度交通災害共済加入者募集

町村交通災害共済の加入申込受付が2月1日から始まります。申込希望者は、各戸あてに配布している「交通災害共済加入のご案内」チラシをよくお読みの上、チラシの枚目以降の「交通災害共済加入申込書」に必要事項を記入し掛金を添えて、各区分長さんまたは総務課までお申込ください。

共済掛金 1人あたり 5000円

申込締切日 3月30日(金)

#### 【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22003



### 自衛官募集(予備自衛官)

平成30年度の自衛官募集を行います。自衛官または予備自衛官を志望する方は左記の条件・案内に従って応募してください。

#### 【応募資格】

- ① 一般公募 18歳以上34歳未満の者
- ② 技能公募 18歳以上で国家資格を有し技能に応じ53歳～55歳未満の者(衛生・語学・整備・情報処理・通信・建設・放射線管理・法務(弁護士)等の国家資格を有する者)

【受付期間】 1月9日(火)～平成30年4月6日(金)

#### 【試験場所】

- ① 一般公募 自衛隊高知駐屯地(香南市)
- ② 技能公募 全国の主要都市

#### 【処遇】

身分 非常勤の特別国家公務員  
訓練招集手当 月額7,900円

※自宅から教育訓練実施駐屯地までの交通費支給

#### 【教育訓練】

- ① 一般公募 3年以内に50日の訓練を受ける
- ② 技能公募 2年以内に10日の教育訓練を受ける

※予備自衛官に任官後5日間の訓練出頭あり

#### 【問い合わせ先】

〒780-0061 高知県米田町2-2-10  
高知よろこび咲都回廊208階  
自衛隊高知地方協力本部 高知募集案内所  
電話 088-823-2008